

第3回札幌市子どもの権利委員会

会 議 録

日 時 : 平成24年5月22日(火) 16時30分開会
場 所 : 札幌市役所本庁舎 12階 3号～5号会議室

1. 開 会

○委員長 ほぼ定刻となりましたので、これから第3回札幌市子どもの権利委員会を開催いたします。

まず、事務局の方から何か連絡事項がありましたら、お願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 皆様、お疲れさまでございます。子どもの権利推進課長の野島でございます。

まず、出欠の状況でございますが、本日は、大江委員より、欠席するとの連絡を受けております。

続きまして、資料の確認でございますが、本日は、資料1から資料8までを用意させていただき、既に皆様方のところに事前に送付してございますが、お手元がない方はお知らせいただきたいと思います。

なお、資料4につきましては事前に送付させていただきましたが、12ページに若干記述の訂正がございましたので、本日配付した資料4と差しかえをお願いしたいと思います。

また、本日、追加の資料として、他都市の権利救済機関の状況をまとめましたものを参考資料として配付しておりますので、ご確認ください。

よろしいでしょうか。

続きまして、委員の交代についてでございます。

弁護士の原委員が札幌弁護士会子どもの権利委員会委員長を退任されたことに伴いまして、新たに弁護士会子どもの権利委員会委員長に就任されました大川哲也弁護士が、今回、札幌市子どもの権利委員会委員に就任いただくことになりました。

一言、ごあいさつをお願いいたします。

○大川委員 大川でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） また、このほかにも、一部、委員の役職、所属等が変更になったために、現時点の名簿を配付させていただいております。今回変更になった委員の皆様以外におかれましても、役職や、事前にお届けいただきました住所等が変更になった場合は、お手数ですが、事務局の方まで随時ご連絡をいただきたいと思います。

また、事務局の体制でございますが、子ども未来局、教育委員会ともに課長以上の子どもの権利委員会に出席するメンバーの変更はございませんでしたので、引き続き、昨年同様の体制で進めてまいりたいと思います。よろしくをお願いいたします。

また、子どもの権利救済機関でございますが、2名いる救済委員のうち、薄木宏一弁護士の退任に伴いまして、4月より、新たに吉川正也弁護士が救済委員に就任しております。

一言、ごあいさつをよろしくお願ひします。

○吉川救済委員 弁護士の吉川と言います。よろしくをお願いいたします。

4月から、救済委員ということで実際に任務を行っておりますけれども、これまでの薄木先生、市川代表救済委員の成果をもとに、さらにまた頑張っていきたいと思っておりますので、

よろしくお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

2. 議 事

○委員長 それでは、議事に入らせていただきます。

本日の議題は、ご案内にありますように、一つ目が、「札幌市子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成23年度取り組み状況の報告についてです。また、二つ目といたしましては、平成23年度子どもの権利救済機関運営状況の報告についてです。そして、三つ目が、子どもの権利に関する施策の検証についてであります。

以上の3点であります。

なお、本日は、議題も多くなっておりますけれども、終了時刻は18時30分を予定しておりますので、よろしくお願いいたしますと思います。

また、皆さんもここに来られて感じたのではないかと思います、この部屋は結構広い感じがいたします。そういうことから、それぞれ遠くにいるような感じがしてしまうのではないかと思いますけれども、皆さんのお手元にマイクがありますので、それを使って、しっかり話をさせていただければというふうに思います。

それでは、早速、議題の審議に入りたいと思います。

まず最初は、「子どもの最善の利益を実現するための権利条例」に基づく平成23年度取り組み状況の報告についてであります。

案内の議題としては、実は、（1）と（2）に分けております。ただ、私が思うに、この（1）（2）の両方について、あわせて札幌市から報告を受け、その後、委員の皆さんから質問があれば出していただいた方が、審議がやりやすいのではないかと思いますので、そうさせていただこうかと思います。

なお、これらの報告につきましては、これからさまざまな施策の検証を行うに当たっても、子どもの権利について、札幌市がどのような姿勢で施策に臨んでいるかを確認する上で重要な機会でありますので、疑問点等があれば、遠慮なく意見を言っていただきたいと思いますというふうに思います。

それでは、事務局の説明をよろしくお願いいたします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは初めに、私から、資料4の子どもの権利条例に基づく平成23年度取り組み状況報告書の内容についてご説明させていただきます。

この報告につきましては、条例を制定する際に、札幌市議会から条例施行以降の取り組みを議会に報告するよう付帯決議がなされたことに基づくものでございまして、これまで、過去に2回、定例市議会の文教委員会に対して報告を行ってきているところでございます。今年度は、6月に市議会への報告を予定しておりますが、その前に委員の皆様にご報告を

させていただきます。

それでは初めに、資料4の総括の部分についてご説明をさせていただきます。

資料の1ページをごらんください。

総括の一つ目が、子どもの参加の促進・子どもの権利の理解促進でございます。

丸が幾つかございますが、上から二つ目、三つ目の丸でございます。条例施行以降の新たな取り組みということで、ここでは、子どもの権利推進アドバイザーの活用状況及び子どもサポーター養成講座の実施状況をそれぞれ記載してございまして、いずれも前年度を上回る結果となっているところでございます。また、広報普及活動につきましても同様の傾向でございました。

また、昨年は、新しい取り組みとして、小・中学校を対象とした出前授業を、小学校4校、中学校2校で実施しております。また、この報告書の表にもございますが、権利条例の認知度を高めるためのロゴを作成したところでございます。

次に、四つ目の丸でございますが、新たな取り組みとしまして、いわゆるフリースクールと呼ばれる団体への支援方法についての検討を進めまして、今年度より、事業補助を行うこととしております。

こういった事業の実施を通して、こういった形で変わってきたかという点でございますけれども、次の丸でございます。市政においては、まず、各部局で策定している計画、施策等、いろいろございますけれども、そういったものに子どもの意見等を反映する実績が、昨年度は354事例ということで前年度を上回る結果となったところでございます。

また、今年度、子どもがかかわる地域の取り組みにつきまして、まちづくりセンターを対象として新たに調査を実施したところ、子どもの参加事例は97事例見られたところでありまして、子どもの意見を反映した仕組みづくりが着実に進んでいるものと考えているところでございます。

次に、一番下及び下から二つ目の丸でございますけれども、条例の制定に当たりまして、当初懸念されておりました、権利条例を直接の原因とした権利の濫用についてですが、昨年度は、そのような事例は特に見られませんでした。また、表に掲載しておりますが、意識調査ということで昨年度に調査をいたしました、そのうち、子どもの権利が守られていると思うかという意識調査では、「思う」という割合が平成22年度と比較すると平成23年度は若干低下しておりますが、21年度と比較すると、傾向としては、徐々にではあります、進んでいるのではないかというふうに認識しております。

ただ、「思わない」という数字自体は2.5ポイント増とふえているところがございまして、今後とも、「思う」の数字をふやす、また、「思わない」という数字を減らすように、着実に施策を進めていきたいと考えているところでございます。

なお、一番下に、参考ということでアンケート結果、子どもの数値を出させていただきました。子どもの調査につきましては、大人は無作為抽出で行いましたけれども、子どもの場合は、事業に参加した子どもに聞いたということで、調査方法の違い等で一律に比

較することができないのですが、現在の子どもの一定程度の意識を反映した結果ということで、参考まで掲載させていただいたところでございます。

以上が、1 ページ目の総括の内容でございます。

続きまして、2 ページ目にお移りいただきたいと思っております。

子どもの権利救済機関、子どもアシストセンターの運営状況でございます。

上から二つ目の丸でございますが、相談実件数です。これは、何人から相談を受けたかという数値でございますけれども、それについて、大きな変動はございませんが、相談者の内訳では、子どもからの相談が前年度に比べて18.8%増加しており、この傾向は、延べ件数で見ると、より顕著な状況になっておりまして、前年度に比べて31.4%増加しているところでございます。

一方で、母親からの相談は、実件数で14.1%の減少、延べ件数で24.1%の減少となっているところでございます

次の三つ目の丸でございますが、実件数が前年度と比較して微増にもかかわらず、1人の相談者が一つの内容について何件相談したかという延べ件数が大きく増加しているところでございますが、この要因については、子ども、特に、中学生の場合はメールでの相談が非常に多く、メールの場合は、相談内容を把握するためにやりとりを重ねることがどうしても多くなる傾向にありますので、そういった行動が、結果として延べ件数の増加にもつながったのかなと分析しているところでございます。

次に、四つ目の丸でございますが、調整活動件数でございます。これは、平成22年度に比べて42件から19件と減少しております。この原因につきましては、子ども本人からの相談がふえたことと、逆に、母親からの相談が減ったことが影響しているのではないかと分析しているところでございます。つまり、子ども本人からの相談では、相談員とのやりとりの中で気持ちが安定し、みずから前向きに解決に取り組む事例が多い傾向がある一方で、母親からの相談は、第三者の介入により問題の解決を図ろうといった案件が多く、その結果として、調整活動に結びやすい傾向にありますので、そういった母親からの相談が減ったことが、この調整件数の減少につながったのではないかと分析しているところでございます。数値的な評価は、私の方でさせていただきましたが、後ほど、アシストセンターの状況につきまして、市川代表救済委員の方から改めてご報告させていただきたいと思っております。

続きまして、3 ページ目に移らせていただきますが、総括の三つ目でございます。

子どもの権利に関する教育委員会の取り組みについて、まとめさせていただいております。

教育委員会では、子どもの権利を生かした教育活動が各学校で行われるように、研修や研究授業の実施、また、指導資料の作成に取り組んだところでございます。

昨年は、研修の対象者を拡大するとともに、各学校で活用できる教材として、学習映像のDVDを作成し、配布いたしました。この資料は、子ども未来局が作成しておりますパ

ンフレットの内容とも関連を持たせておりました、今後とも効果的に活用が図れるよう、それぞれ働きかけてまいりたいと考えているところでございます。

また、下段の丸でございますが、札幌市研究開発事業の研究課題として、札幌市では、子どもの権利に関する研究を位置づけまして、公開授業を実施するとともに、先ほど触れたDVDを作成、配布いたしました。公開事業の実施状況は、表に記載しているとおり、昨年度は、小・中学校で1校ずつ実施させていただきました。このDVDにつきましては、本日、委員の皆様方に配付させていただきましたので、後ほどごらんいただければと思います。

以上、3ページにわたります、平成23年度の総括を簡単にさせていただきました。

4ページ以降で、それぞれ具体的な内容につきまして整理しておりますので、簡単に説明をさせていただきたいと思っております。

4ページ目に移ります。

大きな2段落の主な取り組み状況ということで、1点目は「子どもの意見表明・参加の促進」でございます。

これは、総括のところでもお話しさせていただいた子どもの権利推進アドバイザー、子どもサポーター養成講座、それぞれの実績を記載させていただきました。

子どもの権利推進アドバイザーにつきましては、主に市職員、もしくは市が関連する団体の方を対象に、子どもの権利の視点を取り入れる事業を実施するための助言、アドバイスをいただくことを目的として設置しております、平成23年度は薄木宏一氏と渡邊知樹氏のお2人に委嘱したところでございます。

続きまして、5ページ目に移らせていただきますが、市政や地域等における子どもの意見の反映ということで、①子ども議会について記載させていただきました。

子ども議会につきましては、既に過去10回ほど、実施しているところでございますが、昨年の大きな取り組みとしては、囲みの下に庁内部局が子どもの意見を聞く場として活用ということで、これまでも、子ども議会の場を使って意見を聞く機会は設けてきたのですが、昨年は、手稲プールの問題も含め、それぞれ関係部局が、この議会を活用して子どもとのやりとりをしており、そのあたりが昨年の大きな実績になっているところでございます。

また、5ページ目の下段の②の市政における子どもの意見表明の機会の促進ということで、昨年、札幌市では幾つか計画の策定をいたしましたけれども、その中でも、それぞれの状況に応じて子どもの意見を聞きながら策定したというその経過について、記載をさせていただいたところでございます。件数的にも、中身的にも、こういった計画をつくるときに、子どもの意見を聞くというプロセスが拡大しているというふうに我々としては評価しているところでございます。

続きまして、6ページ目に移りますが、③の子どもの意見を反映した施設づくり（子ども運営委員会）とございます。これは、昨年も掲載させていただきましたが、札幌市内に

あります児童会館、ミニ児童会館のいずれも子ども運営委員会を設置いたしまして、子どもたち自身が、利用に当たってのルールづくりや企画運営などを行っておりまして、そういった実施状況や主な活動例を記載させていただきました。

6 ページ目の下段の④は、子ども運営委員会の拡充でございます。子どもの権利に関する推進計画にも出ております子どもの意見を聞く機会の拡充ということで、一つの例として、子ども運営委員会を拡充することを記載しておりますが、その主な例としまして、青少年科学館と西岡公園のそれぞれの事例を掲載させていただきました。

なお、この二つの事例も、今回、23年度に新たに実施したということではなくて、これまでもいろいろと実施してきたのですけれども、この趣旨にかなっているということで、子ども運営委員会の位置づけをしていただいたところでございます。

続きまして、7 ページ目に移らせていただきます。

子どもの権利に関する施策実施状況の調査ということで、札幌市庁内全体としてどういった子どもの権利にかかわる事業を実施しているかということ、主に、子どもにわかりやすい情報提供と、子どもの参加という二つの視点から、調査を行った結果をそれぞれ表で示させていただきました。

子どもにわかりやすい情報提供は、上昇の傾向にあります。また、子どもの参加については、昨年、若干減った部分が今年度はふえておりますので、今後ともそれぞれの機会がふえるように、我々としても支援をしてまいりたいと考えているところでございます。

また、昨年までは、ここの主な事例については、教育委員会、もしくは子ども未来局で実施している事業しか載っていなかったのですけれども、今年度は、主な事例の方では、市民まちづくり局で作成したインターネットトラブル対策ハンドブックであるとか、子どもの参加の方では、円山動物園の遊具設計のアンケート調査等、それ以外の部局の取り組みも挙げることができましたので、今後とも、より多くの部局でこういった取り組みを進めていただきたいと考えているところでございます。

続きまして、8 ページ目に移らせていただきます。

②番は、地域ということで、昨年度に実施したものについて、まちづくりセンターが関わる事業ということで調査をさせていただいた結果を掲載させていただきました。合計の事例数としては、今回は97事例が該当いたしました。主な事例ということで、それぞれ了解をいただいて、全部で五つ掲載させていただきましたが、これ以外にも、いろいろなところで子どもの取り組み等を進めている傾向にありますので、今後とも、そういったものが着実に進むように支援してまいりたいと考えているところでございます。

以上が、1番目の子どもの意見表明・参加の促進をテーマとした事業の実績の報告でございます。

続きまして、9 ページ目に移らせていただきます。

2番目は「子どもを受け止め、育む環境づくり」ということで、(1)子どもの居場所づくりでございます。

こちらについては、児童会館、または中・高生の居場所づくりということで児童会館のことを記載させていただいてまして、それは昨年も同様に記載させていただいたのですが、今回は、新たに放課後の居場所「たまりんぱ」というところが、昨年、大学生ボランティアを中心に、これは、男女共同参画センター、エルプラザの方で新たに開始しまして、人数はそんなに多く集まっていないのですが、今後とも、こういう場を広げていきたいということで、こういう事例を紹介させていただいたところでございます。

続きまして、10ページ目に移りますが、上段の②学びの環境づくりでございます。

先ほどの総括のところでも、新たな取り組みとして、いわゆるフリースクールといった民間施設への支援のあり方について検討したことを報告させていただきましたが、その検討経過等について、表の形で整理をさせていただきました。こういった検討結果で、平成24年度から事業補助という形で財政的支援の実施というところまで平成23年度は取り組んでおりまして、今回、その事業補助の要綱も策定いたしましたので、それに基づいて、24年度から事業補助を行う予定であります。

10ページ目の下段の(2)さまざまな活動を通じた人間関係づくりということで、①プレーパーク事業の推進を挙げております。これは、昨年度に初めて実施した事業でございまして、公園等を活用し、事前に地域や行政と協議の上で、できるだけ規制を排除した子どもの遊び場、そういったプレーパーク事業を昨年度は新たに実施させていただきました。主な取り組みの中にもありますけれども、モデル事業として、延べ数ですが、参加者数は2,277人、実施回数は57回、実施させていただいたところでございます。これについては、今年度も引き続き、取り組みを進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上が、基本目標2の「子どもを受け止め、育む環境づくり」の内容でございました。

続きまして、11ページに移りますが、3番目の「子どもの権利の侵害からの救済」ということで、(1)子どもの権利救済機関の運営状況について記載をさせていただきました。基本的なつくりは昨年と同じですが、今回は、表の下から2番目にある寄せられた声ということで、子どもからの声と保護者からの声をプライバシーに配慮する範囲の中で、活動の中身がよりわかるようにということで、新たに記載をさせていただいたところでございます。

アシストセンターについては、後ほど、代表救済委員の方から簡単にご説明いただきたいと思います。

次に、12ページ目でございます。

(2)児童虐待への対応ということで、主に児童相談所が担当しておりますが、虐待状況についてここで記載させていただきました。特に、昨年、児童相談所では、表の一番下に相談・対応体制の強化に向けた取り組みという欄がございますが、平成23年3月に札幌市児童相談体制強化プランを策定しまして、具体的には、昨年、区役所の相談・支援機能の強化ということで家庭児童相談室を設置したり、昨年9月には、24時間の電話相談

が対応できるように、子ども安心ホットラインの運用を開始したり、昨年11月にはオレンジリボン地域協力員の創設という形で、できるものから着実に実施して、児童虐待への対応を十分にしていく形の体制づくりを進めているところでございます。

続きまして、13ページ目に移ります。

13ページ目は、「子どもの権利を大切にす意識の向上」ということで、ここは、主に広報啓発、また広報啓発につながる事業について説明をさせていただいております。

こちらには、子ども未来局、子どもの権利救済機関の方で作成しているパンフレット、ニュースレターの発行状況を記載させていただいております。基本的には、21年度スタートですので、21年度の部数が多いのは、初年度は全員に配ることで、それ以降は小学校4年生、中学校1年生に限ってそれぞれ配っていますので、その分、数字が少なくなっているところでございます。

続きまして、14ページ目でございます。

こちらは、普及啓発の事業を実施した内容について、(2)(3)(4)とそれぞれ掲載させていただきました。特に、出前講座については、わずかではありますが、増加傾向にありますし、昨年は出前事業を小・中で実施させていただきましたが、今年度も引き続き実施してまいりたいと考えているところでございます。

15ページ以降は、教育委員会の取り組みについて簡単に記載をさせていただいております。

15ページ目の(5)学校教育における理解促進に向けた取り組みでは、①教員研修の実施ということで、どういった研修を実施して、どういった内容で取り上げたかを表形式で記載させていただいております。

次に、16ページ目でございますが、15ページ目は、どちらかという、集まって研修する機会の場合ですけれども、16ページのイについては、学校で自分たちで研修できるようにということで、そういった資料等を作成したという記録でございます。

また、16ページ下段の②研究開発事業による研究の実施でございますが、これは、総括のところでも出させていただきましたが、小・中学校でそれぞれ1校ずつ公開授業を実施したり、DVDを作成したという内容を記載させていただいております。公開授業が具体的にどのように行われたかという内容につきましては、17ページに表の形で小学校、中学校でそれぞれ、特別活動という授業の中の一環として公開授業を実施しましたが、内容等について記載させていただきました。さらに、先ほどDVDをお配りさせていただきましたが、その中身について、概略を18ページ目に記載させていただきました。

続きまして、19ページ目に移りますが、「子どもの権利に関する施策の推進及び検証体制」ということで、子どもの権利に関する推進計画を平成23年3月に策定いたしました。その概要をここで簡単に記載させていただきました。

昨年の報告では、計画をつくったということで細かく記載しておりましたが、今年度は、一たん、つくったものということで、概略のみ記載をさせていただいたところでござい

す。

また、20ページ目につきましては、子どもの権利委員会の運営ということで、本日お集まりの皆様方、第1期、第2期、ちょうど23年度に第2期を新たに迎えましたので、昨年度の経過について、改めて記載させていただきました。また、1期目の委員に高校生が3人いましたので、実際に、その高校生委員の感想なども記載させていただいたところでございます。

最後の21ページ目は、検証体制ということで、今回、子どもの権利委員会、または札幌市子どもの権利総合推進本部という子ども未来局に事務局がある本部は、それぞれ、市議会、市民、救済機関と関係するセクションがありますので、そういった関係するセクションがどういった形でかかわりを持っているのか、図で報告させていただきました。

ちなみに、今、議会の付帯決議で報告を求めるという部分は、ちょうど、札幌市という網かけの左上に市議会とありますけれども、こちらの条例施行以降の状況についての報告を求めるという付帯決議の右矢印に報告という流れを指しているものです。

同様に、子どもの権利救済機関についても、活動状況報告をそれぞれ市議会と札幌市長で行うということが条例にはっきり書いていますので、それも参考までに記載させていただいたところでございます。

簡単ですが、以上で資料4の説明を終わらせていただきますが、今、私の方で代表して説明させていただいたところがありますので、続きまして、教育委員会の方から、今、私が説明した教育委員会に関する部分を若干補足で説明いただきまして、その後、市川代表救済委員の方から、アシストセンターの運営状況についてご説明させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（池上教育委員会指導担当部長） 教育委員会指導担当部長の池上でございます。よろしくお願いいたします。

引き続きまして、学校教育における理解促進に向けた取り組みとしまして、教員研修や研究の実施について、もう少し詳細に、取り組み状況、あるいは、その成果等について、担当の係長からご説明したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○事務局（野切教育委員会指導担当係長） 指導担当係長の野切と申します。

私から、若干の補足をさせていただきたいと思っております。

お手元の報告書の15ページになりますが、平成23年度は、教員研修の実施ということで、こちらの表にあるような研修を実施しております。

新任管理職研修というのは、新しく昇任した校長等に対して、学校経営という立場から行っているものです。また、10年経験者研修というものがございまして、校内外でこれから中心的な役割を担っていく、そういう立場の教職を10年経験している者に対して行っている研修です。

先ほど野島課長からも説明があったのですが、平成23年度から新しく実施したのが、初任者を対象とした研修での講義になります。こちらは、新しく教員になった者に対して

の研修ということで、昨年度は218名の新しい先生たちに対し、ほぼ全員が参加するような形で実施しております。先生たちの感想として、代表的なものは、やはり、日々の授業で子どもたちに接している立場にあるものですから、子どものことは常に考えて行っているのですけれども、こういった研修を通して、改めて子どもの権利について考えたということで、より一層、子どもの側に立った指導や、子どもの意見や考えを尊重する指導を意識する機会となったということでございます。

以上が、研修についての説明になります。

また、17ページになりますが、授業の公開を行っております。これまで3年間ですが、平成21年度は道徳の授業を行い、22年度は社会科での子どもの権利ということについて扱いました。昨年度は、特別活動の話し合い活動において自分の意見を述べたり、友達の意見を尊重したりするということを通して、子どもの権利について考えていくものでございました。

小学校は、低学年の授業でしたので、権利そのものが全面に出ることはなかったのですが、中学校の授業については、そういった意見を表明することが権利であるということも含めて取り扱うような形で実施しました。

以上でございます。

○事務局（市川代表救済委員） 私は、札幌市子どもの権利救済機関代表救済委員の市川と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

救済機関は、札幌市子どもアシストセンターと呼ばれております。

資料5をごらんいただきながらご説明させていただきたいと思いますが、先ほど、野島課長から平成23年度の活動状況報告の一部をお話ししていただきました。そのデータに関しましては、資料6の2枚が、平成23年度の具体的な活動状況です。

私からは、貴重なお時間をいただきまして、発足から3年目の節目としてのまとめをご報告させていただきたいと思います。したがって、資料5で取り上げる数値は、すべて3年間の資料となります。

私どものアシストセンターは、条例に基づいて活動を始めたわけですが、活動当初から、今の子どもたちに、さらにどのような権利をとということで、いろいろな疑問をいただいたりしながら、その中で、何を権利の救済として位置づけるかについて、非常に悩みながら歩んでまいりました。

資料5の1ページ目にありますけれども、その中で、幅広い子どもたち、小・中・高校生までの子どもたちが主な対象となりますが、相談を受け付ける中で見えてきたのは、子どもたちから奪われているのは、豊かな関係を持つ環境ではないかという結論に至っております。1ページの真ん中あたりに、救済活動という言葉には、起きてしまった権利の侵害に対して改善に取り組むというイメージが持たれがちですが、そのことを意識しつつ、実際には、相談活動を通して、子どもの成長の権利を保障する、要するに、子どもの成長を下支えする役割をさせていただいたのではないかと、現時点では考えております。

実際の活動のご報告へ行く前に、全国的な救済制度のことについて触れたいと思います。

冊子の一番最後のページに、全国の救済機関の活動状況があります。救済制度を持つ自治体としてこちらで把握しているのは、県及び市町村単位で、全国で20しかございません。そして、それぞれの自治体が、人口規模やニーズに応じてさまざまな展開をしており、私どもが見本にすべきというものがなかなか見つからない中で、3年たっている形になります。

冊子が行っていませんか。1枚物の資料です。失礼いたしました。

そこに、代表的な救済機関の活動を挙げております。

それでは、私どもアシストセンターはどういう活動をしてきたかについて、お話しさせていただきます。

資料5の1ページ目のI. 制度の仕組みと運用の実際というところです。

左側の図ですが、私どもは、この3年間に、実数で3,640件——延べ数では1万1,545件になります。相談機関の統計は、延べ数で発表されることが多いので、実際には1万1,545件に対応してきたことになりませんが、その中で、矢印をごらんいただきますと、相談のみで終了するのが97%となります。要するに、相談員とのやりとりの中で、みずからの気持ちを言葉にして発し、それを相談員が受け取る、そういう活動の中で一応の解決が見られたケースがほとんどを占めていることになります。それから、調整活動が約3%です。申し立ては0.1%と、非常に少なくなっております。

2ページ目に参りたいと思います。

この図から、実際の制度の運用としましては、2ページ目の中ほどにあります。申し立てなどを通して調整を求める相談者、主に保護者と相談員とのやりとりを重ねることでみずから解決していく相談者、主に子どもですけれども、相談の動機そのものが異なっています。子どもたちは、自分の言葉を聞いてほしいという動機が非常に強く、子どもの相談も非常に多くなってきている傾向が見出させております。

そして、相談の中から、権利の侵害要因が見出されて、申し立てに至る流れにはなかなかかなりにくいことを実感しております。当初、相談を受ける中から子どもの侵害を見つけ出して、それに対応していくという考え方がされておりましたけれども、実際には、子どもとのやりとりの中で、子ども自身が成長していく様子が非常にはっきりと読み取れております。それは、私どもが、ほかの相談機関と趣をちょっと異にすることかなと思っております。

2ページのIIに参りたいと思います。

よく、子どもの声を聞くと言われますし、その必要性も叫ばれているわけですが、実際に、子どもがみずから抱える困難を声にして発信することは、大人以上に難しい問題です。アシストセンターに寄せられた子どもたちからの相談は、ほとんどが周囲との関係性の中で生じている困難になります。

参考のために、図2として、平成20年度に、札幌市子ども未来局が行ったアンケート、

これは、アシストセンターが設立されることに先立って1年前にとられたアンケートですが、子どもたちのアンケートの結果を表示しました。

「あなたは疲れること、不安に思うことがありますか？」という質問に対して、①、②というのは、学校でのさまざまな進路やお勉強の問題です。しかし、③以降は、まず、友達との関係、それから、親との関係、そして、先生との関係といったぐあいに、周囲の人たちとの関係についての悩みが非常に多くなっているという傾向がアンケートの中には見られたわけです。実際のアシストの相談活動を表1として右側に表示してございますが、相談の内容を見ますと、アシストセンターに寄せられる相談の多くは関係性にまつわる相談で、子どもからの3,063件の相談のうち、ほとんどが、周囲の人々との関係性に悩む子どもたちということになります。大人、主に親御さんからの1,123件の相談とは必ずしも一致しない傾向が見られております。私ども大人は、どうしても、子どものために、よかれと思って活動することが多いのですが、子どもの望んでいることは、必ずしも相談機関に介入を求めているということではないという傾向が見られるかと思えます。

3ページ目に参りたいと思います。

子どもたちは、同じ札幌市のアンケートを図3に表示してありますけれども、「自分が話したいことを何でも話せる人はだれですか？」という質問に対して、友達、親御さんとあります。これは、健全な子どもたちの成長を意味すると思えますが、注目せざるを得ないのは、相談窓口の人と答えた子どもが1,000人に1人となります。また、気になるのは、話せる人はいないというのが10人に1人という結果になっております。

同じ調査で、子どもが相談窓口に見望むこと、望まないことというアンケートがありまして、その中で、子どもたちが相談窓口で相談するとしたら、望むことは、どんな話でも聞いて真剣に受けとめてくれる存在、あるいは、解決方法を教えてくれたりする存在であって、表2の一番最後にある解決のために関係する人たちとの間に入って調整をしてくれることを望んでいるというよりは、余り望まないという結果が多く出ているということになっております。

私どもの実際の問題として、子どもたち自身が相談で解決できることではないというふうに感じたときは、例えば、学校の先生にお話するということがいいかなと聞きますと、むしろ、それは嫌だというふうに答える子どもたちが多いわけです。相談窓口には、話を聞いて受けとめてくれるのは望むけれども、実際に介入することは余り望んでいないということが、アンケートからもわかります。

では、私たちの活動はどんなふう考えるべきかということ、3ページ目の最後のⅢで挙げております。

活動の意義と位置づけということで、この3年間の活動の中から、一応、こういうことが言えるのではないかとすることをまとめたものです。

4ページをごらんいただきたいと思えます。

4ページの図4は、実は、私どもに寄せられた子どもたちの相談内容から、今、私たち

の活動をどの辺に位置づけたらいいかを考えた図ですけれども、三角形全体を相談を寄せてきた子どもとしますと、ほとんどの子は、Cの領域です。要するに、相談はしてきたけれども、お話ししているうちに、みずからの力で解決していく能力を発揮していく子どもたちと言えます。したがって、私たちの活動としましては、受容して、その話を聞く、あるいはアドバイスで終わるといことです。ほとんどの子どもたちはこの中に入ります。

その中で、ちょっと深刻になってきますと、関係の中で苦悩する子どもの姿が見えてきます。それは、Bと表示してありますが、そこでは、より長く時間をかけたやりとりで、相談回数も非常に多くなるわけですが、相談及び調整活動が最も私たちアシストセンターらしい活動になるかと思えます。

そして、相談を寄せられた子どもの中で、私どもが相談を受けるだけでは解決ができなくなって、専門の機関、例えば、病院であるとか、児童相談所であるとか、あるいは教育相談やフリースクールなどを通じて実際的な対応を必要とされる子どもたちがAになります。そして、私たちの活動としては、Aの場合は申立てによる調査、調整で、かなり精密なやりとりを、例えば、その事柄が起こった場所とやりとりをしながら、子どもがどのような状況に置かれて、何をすべきかということのアシストセンターとして考えるというのがAの状況ということになります。

本来、私たちは、Aの領域を求められているというふうに最初は非常に強く思っておりました。しかし、実際に活動する中で、三角形全体を視野に入れた活動が必要であるということと、申立て、あるいは調査、調整は、非常に慎重であるべきだという気持ちにもなっております。なぜなら、真ん中以降のところに書いてありますが、アシストセンターが中に入って調査、調整、あるいは申立てに基づいて活動させていたたいうちでも、解決後に生じる新たな状況は、子どもたちにとってマイナスにならないように配慮しなければならないということです。子どもたちは、大人の思いとは別に、同じ環境の中でずっと生活していく状況があります。そのことを考えますと、非常に慎重に対応しなければいけないと思っております。しかし、私どもに与えられた任務というのは、やはり、子どもの権利侵害というものに常にアンテナを張って活動することであるのは間違いないと考えております。

実際に、私どもが全国の救済機関の中でもちょっと独自の活動をしている様子を、4ページの匿名相談というところで説明しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

私どもは、面談、電話相談、メール相談ということで、広く子どもたちから相談を受け付けておりますが、その順番に、匿名度が非常に高くなります。したがって、メール相談となりますと、匿名で、相手がだれかが全くわからない状況の中で相談が始まります。時には、死にたいという一言で寄せられることもあります。そこから、私たちは、どういう子がどういう気持ちでそのメールを寄せてくれたかをやりとりしながら、できるだけ子どもの状況を把握するようにするわけですけれども、メール相談の特徴としまして、まず、匿名性が高いということがあります。

しかし、匿名性が高いメール相談は、現在のところ、私どもの体験として、5ページ目の表3にありますように、有用性と限界というものを感じております。有用性の最も特徴的なものとしては、匿名性が守られることで、自己開示がしやすいということになります。思春期の子どもたちというのは、だれにも知られずに相談したいという気持ちが非常に強くあります。そして、わかってほしいというのも思春期の子どもたちの大きな特徴なわけですが、その思春期の子どもたちにとっては非常に有用な面があります。

その反面、私たちが非常に気をつけなければいけないことを限界点として挙げてありますが、相談者の実像がつかみにくい、どういう子かわからないということが常にあります。それから、危機介入ができない。死にたいというメールが来ても、どこからどういう形で発せられているか全くわからない状況の中で、危機介入が難しいという特徴があります。

その中で、左側の図5に示しましたように、ほかの相談機関とは趣を若干異にする利点も持っているなという気がいたしております。それは何かといいますと、相談者自身が、自分が何に属するかを表現せずに、大人として受ける相談員に自分の気持ちを率直に打ち明けてくれることが可能であるという利点を今は感じております。

子どもは、危険性と利点というのは常に背中合わせにあると思っておりますけれども、その中で、子どもたち、特に、中学生の子どもたちからのメール相談が非常にふえていることが統計的にも明らかになっております。

図6には、これはかなり加工してあるケースですので実在しないというふうに思っただきたいのですが、あるケースにおける相談方法の変化です。

これは、3年間にわたって、ある1人の子どもとのやりとりをした結果です。この3年間の回数は、全158回という形になります。158回のやりとりの中で、最初は匿名性の高いメールで相談していた子が、思春期真っ盛りの子ですけれども、その1年後には、自分自身を相談員の方に開示してきて、例えば、本名をみずから名乗ってくれたり、顔写真をメールで送ってくれたり、要するに、周囲に対して、例えば親との関係が非常に厳しくて、親を信頼できないということをずっと相談として寄せていた子ども、そして、学校にも居場所がないというふうに悩んで、非常に孤立感を感じて心を閉ざしていた子どもが、匿名性の高いメールから、私たちに実像を示してくれるようになり、高校生になりましたら、今度は面談にも来てくれるようになりました。要するに、自分はこんな人だよ、あなたはどんな人なのかという形で、実際の大人とのやりとりをしてくれるようになりました。同時に、年齢的な発達ももちろん相まっておりますが、周囲の人との関係もうまく心を開けるようになってきたというふうになっております。

このようなケースは、代表的なケースのように言うことにはなりますが、例えば、3カ月で解決する、あるいは、二、三回で、わかりました、話してよかったという形で終わるケースなど、さまざまなケースがあります。そんな中で、子どもは、子どもの声を聞くということが実際にどういうことであるかというのを悩みながら、手探りで、今も活動を続けてまいりましたが、6ページの中ほどに、まとめにかえて、私どもの課題をお話しさせ

ていただきたいと思います。

子どもの権利救済というのは、権利保障の具現化の一つとして位置づけられるわけですが、制定から3年の現時点で、活動は以下の三つに要約されるのではないかと考えております。

この3年間は①が主眼に置かれましたけれども、②と③は、これからも引き続き取り組むべき、大きな課題として認識しております。

まず、①では、相談活動を通じた、子ども自身への直接的な支援をするということになります。それは、匿名性を大事にして、子ども自身が問題に取り組むという力、だれか大人にメッセージを発することによって、力づけられていくということは、私どもも注意深く取り組みたい問題というふうに思います。子どもがみずから発言、決定、問題解決ができるように援助することを目的にしております。

②は、子どもを取り巻く環境の調整です。

ある悩みを持った子どもに対して、あるいは、前に足が出なくなった子どもたちに対して、例えば、学校であるとか、家庭であるとか、子どもの生活の場をちょっと離れた、独立した第三者の立場から子どもの困難な状況を見きわめ、当事者との関係を調整し、修復します。今年度も調整活動として19件行っております。

それから、③としまして、子どもをめぐる問題に関する社会への発信もこれからはしていかなければいけない問題だろうと思います。

主に、子どもの成長を阻害する要因を明らかにし、改善を図ると同時に、問題発生の事前防止も志向することになります。具体的には、子どもたちが周囲との関係で本当に悩んでいるという現実を、統計的にも、あるいは、実際の言葉としても、市民の方々に理解していただけるようにメッセージを発信していく必要があると思います。これまでも、出前講座とか、あしすと通信とか、さまざまな方法で情報発信をしておりますが、3年間の活動に基づいた子どもたちの実際の面を、よりわかりやすく発信する必要があるかと思えます。

まだまだ3年ですが、もう3年という言い方もあると思います。きっと、冷や冷やししながら、見守ってくださっている方もたくさんいらっしゃると思いますが、今後も皆さんのお力をお借りしながら活動を続けたいと思います。

以上です。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 以上で、説明を終わらせていただきます。

○委員長 ありがとうございました。

それでは、事務局、教育委員会、また、救済委員の方々からの報告があったわけでありますが、それらの報告を踏まえて、各委員の皆さんから、質問、感想等がありましたら、出していただきたいと思います。

A委員、どうぞ。

○A委員 それでは、何点かございます。

まず、資料4の1ページ目の下の表です。毎回上がりますけれども、私も、今回、2期目の委員をしている立場から言うと、これだけ長く委員をさせてもらっているながら、23年度の「子どもの権利が守られていると思うか？」という問いに対して、「思う」というパーセンテージがわずかでありますが減少、さらに、「思わない」という回答に至っては増加しているというような結果を踏まえますと、このところの効果がなかなか上がってこない。下の子どもの方ははっきり言って参考にならないだろうと思っていますので、上のところで言うと、これについては、今まで取り組んできた活動にある程度の限界があるのかなという部分について、どう検証されているのか。

それから、他県、他都市においては、どの程度の普及啓発、それから、浸透した意識の高まりみたいなどころが見られるのか。これは、札幌市も川崎市もどこも同じぐらいの数字なのだという話なのか、他都市で、成功して、うまくいっている事例があるのであれば、それはなぜなのか、その辺について検証されているのであれば、まずお聞きしたいと思います。

○委員長 今の点について、事務局の方で答えることがありましたらお願いします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 1ページの数字の評価と、このような取り組みをどう考えているのか、また、他都市はどうかということでございます。

我々としては、いろいろな施策を実施しながら、結果として、守られていると思うという数値に反映できるようにとは思っているのですが、機械とは違うものですから、インプットしてすぐにアウトプットが出るというふうに、直接的な因果関係がはっきりしていない部分も正直あるものですから、これをやれば必ずという部分がないところはあります。

やはり、子どもの権利が守られている、守られていないということを考えたときに、安心・安全という意識が、今の世の中でどこまで保障されているのかということが、回答する人の立場に立ったときにはやっぱり思うところがあるのかなとも思っております。

そういう部分では、今ご説明いただきましたアシストセンターや児童相談の対応など、そういった子どもを守る取り組みをこれまでもやってはきているのですが、より効果的にできる形で、この数字の上昇に何とかつなげていきたいと考えているところであります。

また、他都市の状況についてですが、子どもの権利条例自体が、すべてのまちでできているわけではないので、かなり限られた数字にはなりますけれども、実は、昨年も同じような報告をさせていただきました。そのときの報告の中で、他都市の状況を見たときに、数値的にはイコールではないのですが、条例施行後は、ほかのまちでもそういった数値がイコールかやや減ってきているような、目に見えて上がってきていないという部分があります。そういったところでは、他都市と札幌市ではそれほど極端に傾向が違うということではないのですが、この条例は札幌市の子どものためにつくった部分もありますので、そういう意味では、他都市でいい事例があればどんどん参考にしたいとは思

ています。ただ、今のところ、特に他都市の事例の中でこれはというものはまだ見つけ切れていない部分があります。そういったところは、今後とも引き続き、いろいろなまちとの情報交換を通じながら取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長 A委員、どうぞ。

○A委員 もう一点です。

やっぱり、子どもを育てるにはお金がすごくかかって、私も今は子育て中ですけども、中学生や高校生の子どもの連れて焼き肉や回転ずしに行ったら、もう冷や汗ものです。そういう意味では、家計の中に占める子育てとか教育に支出する部分というのは子育てをしている家庭の中では結構多いのです。そうすると、行政の中で、財政の中の総体から子ども・子育て、子どもの権利に係る予算として、札幌市では、パーセンテージでは何%ぐらいかわかりますか。

○委員長 今の点について、いかがですか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 単純に予算との比較で言いますと、実際には子育ての関係というのは決して子ども未来局だけではないのですけれども、仮に、子ども未来局の予算だけで見たとときには、全市の一般会計予算の中で言うと、数字的には約10%弱ぐらいの数字かと思えます。ただ、この数字も20年度と比較すると3%ほど上がってきております。教育委員会は調べてこなかったもので、教育委員会も合わせると数字がまた違ってくるかもしれませんが、最近では、待機児童の問題とか、やはり、いろいろと計画的にお金をかけて整備しなければならない問題も結構出てきているものですから、数値的には、予算額的には、割合もかなりふえているとは思いますが。

ただ、今おっしゃられたような個別の家庭なり、そういった支援という視点で見たときには、逆に言えば、そういう支出というのは余りないものですから、そういったものというのは、札幌市というか、これは国レベルでも同じかもしれませんが、こういった子育ての課題の一つにつながっているのではないのかなというふうには思っております。

○委員長 よろしいですか。

もしほかにあれば、どうぞ。

○A委員 そういう意味で言うと、予算の支出のところちょっと厚みを持たせることによって、また変わってくるものがあるのかなというふうに思うのです。

○委員長 そのあたりも、いろいろと考えていかなくはないですね。

では、B委員、どうぞ。

○B委員 Bでございます。

今のA委員のご質問と若干重なると思うのですが、資料4の1ページ目の意識調査です。「子どもの権利が守られていると思うか？」というこの質問は、かなり大きな質問で、私自身、こう聞かれると、何と答えようかなと思えます。わからないというわけにもいかないし、いろいろな問題があるので、思わないというのもどうかとか、いろいろと

考えてしまうのです。

例えば、先ほど市川代表救済委員からのご報告をいただいたのですが、かなり活発な活動をされていると思うのです。そういう活動がどういう形で実を結んでいるのかということ把握するには、もう少し細かい質問の方がいいのかなという気がするのですが、こういうアンケートのとり方について、若干、ご教示いただきたいというのが1点です。

それから、弁護士会でも子どもの権利110番というものをやっているのですが、件数がなかなか上がらなくて、何とかしなければならぬと思っているのですが、先ほど、市川代表救済委員から、メール相談についてのご報告をちょうだいいたしました。例えば、「死にたい」と1行で来たときに、どう返していいのか、全然わからないと思うのです。そこで、メール相談に対する回答について、いろいろご苦心されている点もお持ちだと思いますので、少し具体的にご教示いただければというふうに思います。

以上の2点をお願いしたいと思います。

○委員長 今、2点ほど質問が出ておりますけれども、それについて、事務局と救済委員から、それぞれ何かあればお話をさせていただきたいと思います。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それではまず、調査の方から簡単にご説明させていただきます。

実は、この調査は、子ども未来局だけの調査ではなくて、札幌市全体でこれに限らずいろいろな施策を実施していますので、それがどういう効果があるのか、市長政策室というところでトータルで調査したものでございます。この質問も、正式に言うと、今の札幌市では、子どもの権利が守られていると思いますかという質問で、「思います」と「まあまあ思う」の合計が43.5%です。例えば、子育ての調査をやるときには、子育てに関連する、いろいろな調査の中の一つとしてこういうものを聞くことはあるのですけれども、この23年度の数値というのは、それこそ、高齢者福祉とか、障がい者福祉とか、教育とか、いろいろな調査の中の一つの質問として、子どもの権利が守られていると思うか、思わないかという質問です。そういう意味では、その質問だけで判断することになります。ただ、21年度、22年度、23年度は、いずれもそういう調査の中でやっているものですから、そういう意味では、比較をしても傾向としては悪くないというか、質問のとり方としてはどうかなとは思うのですけれども、傾向としてとらえる分には差し支えないかなと思っているところでございます。

ちなみに、今回、23年度の数値がちょっと変動しておりますけれども、実は、「思わない」という回答が多かったのは、20代の方が「思わない」というパーセントがふえて、逆に言えば、「思う」という回答もまたふえているという20代の数字の結構大きな変動が、結果として22年度、23年度の数値の反映という部分に出てきております。

また、この調査は、子育て世帯とそうではない世帯を全部ひっくるめてやっています。そういう意味では、子育て世帯が思う子どもの権利が守られているかというのとそうではない方の調査としては、若干、数字が変わってくるところがあるのかもしれませんが

も、今回はトータルでの調査ということで記載させていただきました。

簡単ですけども、以上でございます。

救済の方は、別途、回答をいただきます。

○事務局（市川代表救済委員） 「死にたい」というたった1行のメールにどうこたえるかというのは、私どもは本当にどきっとするわけです。最初のうちはおたおたしまして、どうしようという形でいたのですが、例えば、死にたいほどつらいことがあったんだねという返信をします。そして、よければ、もう少しお話ししてねというふうな呼びかけから始まって、こちらも本当に短いやりとりの中で、死にたいというのは、だれかの関心を呼びたかったのだなと後でわかってくるケースがかなりあります。やりとりの中で、実は、本当の気持ちというのは、友達のこと、親に言っても聞いてもらえなくて、本当にだれにも言えなかったけれども、アシストセンターに相談していろいろと聞いてもらってよかったという流れになることもあります。

その後、どうなったかに関しては、先ほども言いましたように、特定することはできませんし、危機介入もできませんので、私どものできるということというのは、事情をしっかりと聞き届けて、発信してくれたその背後にあるものに心をいたしていくことに尽きるかと思えます。やっと3年目で、相談員の方がどう返信したらいいかを考えつくことができるようになった状況であります。

○委員長 B委員、よろしいでしょうか。

○B委員 はい。

○委員長 ほかに、質問等はございませんでしょうか。

○A委員 さっきの補足ですが、例えば、子育てにお金がかかるという意味で言うと、子育てと子どもの権利は、ある意味、一体だと思えるのです。ですから、育てている側も育てやすいまちでなければ、子どもが育ちやすいまちにはならないと思うのです。

そうすると、例えば、子どもの権利を推進しています、子どもが育ちやすいまちを標榜していますと言いながら、例えば、保育料の自己負担金が上がっていくということがニュースでがんがん出てくると、同じ組織、課でやっっているながら、財政との見合いも当然出てくることもあるのですが、印象としてはよくないですね。そういうあたりも今後は課題ではないかという気がします。

○委員長 今、課題を出してくれたということで、よろしいでしょうか。

それでは、C委員、どうぞ。

○C委員 お2方の質問と近い部分もあるのですが、資料4の1ページ目の意識調査の結果についてです。

まず、子どもに対してのアンケートですが、実際に意見表明とか子どもの権利を保障している場に参加している子どもが答えていると思うので、権利を守る場に参加している子どもにアンケートに答えてもらっている以上、権利が守られていると思うかと質問したら、多分、「思う」と答えるのは確実にふえると思うのです。子どもの権利が守られている場

でこういう質問をしたところで、札幌市の子ども全体の意見にはならないような気がしました。

同じく、上の大人に対してのものに関して、意見に近いかもしれないのですが、思う、思わないという項目だけではなくて、思わないのだったら、なぜ、思わないと答えたかという理由など、例えば、治安が悪いとか、学校教育について問題があるとか、そういう質問がなかったのであれば、そういう質問も加えた方が、今後、市政の改善にこの調査結果を反映できるのではないかなと思いました。

あと、もう一点あるのですけれども、出前授業などで子どもの権利条約の広報活動をしていると思うのですが、実際に子どもの権利条約自体を知っているかどうかという検証がなされているのであれば、その結果を知りたいです。

○委員長 今、二つほど、意見も含めてということになるのでしょうかけれども、C委員から話があったのですが、それについて何か事務局の方で答えられるものはありますでしょうか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） この調査結果につきましては、確かに、C委員のご指摘のように、ただ思う、思わないではなくて、実際にその結果がどうしてかという分析も必要だと思います。当然、この計画をつくるときの調査のときには、そこまで聞いてやっておりましたので、基本的には、そういう部分を反映した上での調査結果が必要だと思います。

今回は、経年変化という毎年の、これがすべてではないですけれども、一つの流れとしてどうなのかという部分を把握するための調査ということで、逆に、極端に数字が10%とか20%変われば、別に何もやらないとは言いませんが、そういう意味では、状況確認で意識調査をさせていただいたという部分が正直なところですから、そのあたりをご理解いただければと思います。

また、出前授業等の話でございます。実際にそういう統計はとっていないのですが、たまたま今回行った小学校は6年生だったのですが、いずれも教科として子どもの権利条約を取り上げる前に行ったものですから、どちらかというところ、子どもの権利条約のことを知らない状況で行きました。ただ、中学校にも2校行きて、一応、教育では小学校6年生で習っていたと思うのですが、感想などを見ると、初めて聞いたというものもちらほらありました。そのあたりはなかなか難しい部分もあるかと思いますが、そういった面も含めていろいろ工夫をしながら、多くの方がわかっている、知っているというふうになるように取り組みを進めていきたいと思っています。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

D委員、どうぞ。

○D委員 同じところばかりになりますので、短く申し上げます。

市民の意識調査ですが、「分からない」という人がすごく減っています。これは、やっぱり、子どもの権利という概念が物すごく周知されたのだと思います。意見を表明したときに、守られていないではないかと言った5%の人が若干ふえたということで、私自身、これは、経年調査をして、「分からない」という人が減っていくというところを一つの目標にして、守られていないという人がふえるというのはある程度想定内と考えてもいいのかなというふうには思いました。

○委員長 ありがとうございます。

事務局の方は、ちょっとほっとしましたね。

それでは、E委員、どうぞ。

○E委員 子どもアシストセンターへの相談の件数についてお尋ねしたいと思います。

メールの相談が非常に多いので、延べ件数が上がっているということを差し置いても、子どもの相談がふえていて、親御さんの相談が減ってきていて、しかも、調整活動が今年度は非常に減ってきている。件数の増加、メールでのやりとりの増加以上に少なくなっているということは、事態が改善しているというわけでは決してないと思うのです。

非常に少なくなっている理由というのは、要するに、母親からの相談が少なくなっている理由というのは何か。例えば、母親に向けての周知が滞ってしまったとか、いろいろ考えられると思うのですけれども、その辺についてお尋ねしたいのが一つです。

もう一つが、他の都市と制度の比較をした場合、やはり、そこでも圧倒的に保護者からの相談が札幌市の場合には少ないというのと、相談内容についても、他都市はその他の部分が非常に多いのですけれども、札幌市はその他が非常に少なく、学校生活というところがとても高くなっていると思うのです。ということは、もしかしたら、アシストセンターというのは、学校の子どもが相談する場所だというふうには認知されてしまっているのではないかと考えましたので、それについてお答えできる何かがありましたら、お願いします。

まず、この2点をお願いします。

○委員長 では、今の2点について、お願いいたします。

○事務局（市川代表救済委員） 親御さんからの件数が減っているということと、学校生活をしている子どもたちが主ではないかという認知がなされているのではないかというご指摘です。

このアシストセンターの相談件数というのは、あしすと通信というお便りを出したときにぐっとふえます。それから、フリーダイヤルのカードを子どもたちに渡したときには、学校種によって、小学校に渡すと小学生からの相談がふえ、中学校に渡したときには中学生からの相談がふえるといった形で、広報活動と密接に関連しております。

最初の年は、あしすと通信の中で、親御さんに子育てのさまざまな問題についてメッセージを発信いたしました。そのことと、親御さんからいろいろな相談を寄せられたこととの関連があると思います。その親御さんへのメッセージは、例えば、出前講座も含めて、

家庭教育学級への出前講座などを通じてあるわけですが、結論として、広報活動のあり方と非常に大きく関連するという印象を私たちは持っております。

それから、学校生活を相談するところではないかという認知のされ方があるのではないかとありますが、実は、深刻な問題というのは、学校もありますけれども、家庭の中のさまざまな親子関係の中での問題も非常に深刻で、件数としてはあらわれていなくても、深刻度はそちらの方も非常に強いです。学校を通じて広報活動をする事が多く、小・中学校にお願いして、そこから配付することが多いものですから、家庭に直接何らかの方法で広報することも考えなければいけないと思っております。

それから、他都市との関連ということですが、この表から読み取っていただきたいのは、人口規模が全く違うということです。札幌市は190万人ですが、埼玉県は700万人でして、その中でのパーセンテージになります。川崎市も、人口は50万人ほど違うのですが、システムそのものが違っております。子どもと男女平等にかかわる権利侵害を受け付けているというところでシステムが違っておりますし、川西市は、最も先進的な取り組みをしているところですが、人口約16万人です。そして、大変活発な活動が今でも続いているわけですが、市全体を常に見渡せる人口規模であるということです。そして、教育委員会との密接な関係もそこでは展開されております。

札幌市のように非常に大きなまちになりますと、どことどのような連携を組むかということがいつでも大きな課題になります。先生方にも、さまざまにお願いして、教育関係の先生にもお願いしているところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、F委員、どうぞ。

○F委員 アシストセンターの大人からの相談内容の中で、子どもと教師の関係についての相談が一番多いとなっておりますが、ここでの調整活動などによって解決される割合というか、アシストセンターに相談することがどのくらい有効であるのかということをお教えください。

○事務局（市川代表救済委員） この評価はなかなか難しいです。満足度をお聞きしても、例えば、典型的な調整活動の事例としましては、学校で起こったいじめに対して、先生がうまく対応してくれなかったと感じている子どもの心の傷が一番多いです。私どもも、そのことで調整活動をして、先生方も子どもの状況を理解して、注意して見守ってくれるという一応の解決は見るわけですが、子ども自身で納得のいくものかどうかは非常に難しい問題がありまして、何%が解決に至ったかというのは、私どももつかみかねている現状です。

○F委員 子どもの心情としてはそうだと思うのですが、実は、体罰調査委員会にも行ってまして、親御さんたちが大きな問題にする前に、例えば、このアシストセンターを紹介したときに、それが大ごとにならずにおさまるような有効な手だてをされているのか、または、先生への不信感を、教育委員会まで上がることなく、お母さん方の中でうまく気

持ちの折り合いがつくような、そういう機関として有効なのかどうかということをお聞きしたかったのです。

○事務局（市川代表救済委員） 一番最後のページの結論の②のところにも挙げてありますけれども、調整活動の手法の問題にもかかわってくると思います。これは、これからどんどん開発していかなければいけない問題です。お母さん方が信頼して相談を寄せていただくことは私も非常に望むところなのですが、実際問題としては、学校に直接訪問しまして、管理職の方と担当の先生にお会いして、子どもの状況を説明して、初めて子どもが置かれている状況がわかったというケースもなきにしもあらずです。

ですから、中には満足しないとおっしゃるケースもあるかもしれませんが、その手法に関しては、これからますます私たちがアンテナを磨きつつ、進めなければいけないと思っております。

どうぞ、ご指摘、ご指導いただければというふうに思います。

○委員長 まだ、皆さんもいろいろと意見等もあるかと思えますけれども、時間の関係もありますので、議題の1点目と2点目は……。

○A委員 1点だけいいですか。

○委員長 では、できるだけ簡単をお願いします。

○A委員 済みません。

市川先生のところですが、基本的に子どものお悩み相談と権利救済というのは、ちょっと違うと思っているのです。ですから、お悩み相談を幅広く受けられるのはいいのですけれども、4ページのピラミッドのAの部分は、実際に数字としてどのぐらいあるのか、教えてもらっていいですか。

○事務局（市川代表救済委員） A、B、Cの詳しい数値はないのですが、割合の印象は非常に少ないのです。

○A委員 それは、アシストセンターとして数字を出していないということですか。とっていないのですか。これは出ますよね。

○事務局（市川代表救済委員） 調整活動としてはとっております。今年度は、19件で、延べ99回にわたる調整をしております。

○A委員 実件数は何件ですか。

○事務局（市川代表救済委員） 実件数が19件です。

○A委員 これが、救済の申立てをしているということですか。

○事務局（市川代表救済委員） いえ、違います。調整が必要だと私どもが判断して、相手も望んだときに、調整活動として入っている件数です。

○A委員 ごめんなさい。ここにいる人のほとんどがわからないと思うのですけれども、調整とは何ですか。

○事務局（金田子ども未来局子ども育成部長） 多分、質問に対する私たちの回答が間違っていました。申立て自体は1件です。申立てというのは、実際に権利の侵害があったと

ということで申立てがあつて、そこに関する調査をお願いするという部分です。調整というのは、その前の段階で、権利の申立てには至らないけれども、その部分で当事者同士の間を調整するという形ですので、A委員がおっしゃっているのは1件です。

○A委員 そこがきちんと見えていないと、このデータは余り意味がないと思います。

○G委員 ということは、19件のうちの1件ですか。そういうことでもないのですか。

○事務局（市川代表救済委員） 調整活動とは別に、申立てが1件です。

○委員長 よろしいですね。

○A委員 はい。

○委員長 それでは、議題の1点目と2点目は終了させていただきます。

市川代表救済委員、いろいろお忙しいところでしょうから、どうぞご退室ください。

どうもありがとうございました。

〔市川代表救済委員・吉川救済委員退席〕

○委員長 では、議題の3点目でありますけれども、年度が変わりまして、また、議題もあったので、改めて確認をしておきたいと思うのですけれども、今期の委員会の主な役割といたしましては、子どもの権利の施策についての検証を通して、札幌市から受けた諮問に対し、委員会として答申を出すということであります。

前回、検証する視点につきまして皆様方からさまざまな意見が出されており、それらを受けて、事務局で整理した資料が4月中ごろに皆さんのお手元に送られていたかと思いません。

それにつきまして、皆様もいろいろな意見を事務局の方に再度送っていると思いますけれども、まず、それらを踏まえて、どういう視点で行くのか、大枠について確認し、今後のスケジュールもありますので、本日中に方向性を確定したいと思います。

そこで、まずは、事務局の方から、各委員に事前に出た意見を集約したものを説明していただき、前回からの変更点を報告していただきたいと思えます。

よろしくをお願いします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） それでは、私から、資料6、資料7、資料8についてご説明させていただきます。

前回の委員会におきまして、札幌市における「子どもを受け止め育む環境づくり」についてということで諮問をさせていただきましたが、検証する具体的な施策につきまして、委員会でも出された皆様方の意見を踏まえて一たん修正したものを4月中ごろに送付させていただきました。

それに基づいて、改めて各委員から意見をいただいております、再度、それを踏まえて修正したものが資料6の表と裏でございます。また、委員の皆様方からいただいた意見をまとめたのが資料7でございます。

まず、資料6から説明させていただきますが、前回4月に送ったときと変わったところは、下線を引いているところで、大きく3点ございます。

視点2の丸の三つ目、乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策ということで、子育てサロンの実施やさまざまな機会での子育て家庭への施策を実施しておりますので、その項目を盛り込ませていただきました。

視点3については、具体的な提案もいただいたものですから、そういった例示の形で、子どもみずからが主役となって活動できる国際交流や文化芸術などの場づくりというふうに変えさせていただいております。

また、最初は視点4まででございましたけれども、視点5ということで、権利の意識の向上ということで、広報関係、研修関係を別に加えさせていただきました。

子どもの権利に関する事業につきましては、子どもの権利推進計画を22年度に策定しましたが、そこでは、全部で141ございます。すべて個々に取り上げることは、時間の制約上、困難ですので、こういったところから施策、事業を見たらよいかといった意味での視点ということで、今回は五つ提示をさせていただきました。この基本にあるのは、子どもの権利推進計画の基本方針が四つございますけれども、それをベースに組み直したものでございます。

今後の検証の進め方につきましては、この視点の中に丸が幾つかありますけれども、その丸の施策ごとに、資料8のようなシートにいろいろな事業を、まずは行政の方で考えている部分を記載させていただきまして、それをもとに、皆様方の方からいろいろな質問を含めながらご意見をいただくということを考えているところでございます。最終的には、2年間の任期の最後に答申をいただくということでございます。

今回、皆様方からいただきました意見を資料7の方で一度まとめさせていただいておりますので、これが資料6の方にどう反映しているか、簡単に説明させていただきます。

まず、視点1では、現に困難を抱えている場合と今後予想される場合があること、視点1の位置が妥当か疑問というご意見をいただきました。確かに、今後想定される部分について、表現としては、「現に困難を抱える」と、「現に」と書いておりますけれども、当然、解決に当たっては、こういった予想される部分も含めて検証する必要があると思っておりますので、視点1については、こういった予想される場合も含めてこの中で取り組んで、検証いただければと思っております。

次に、視点2では、このような取り組みや相談できる場があることを広める有効的手段も考える必要があるということで、まさにそのとおりでございますので、そういったものを、この検証の具体的な意見として整理をしていけばよろしいかと思っております。

また、視点3では2点ございますけれども、社会参加、国際交流、文化芸術体験等というものを表現の例示として入れさせていただいたのと、最初は子どもが主体的にという表現をしてございましたけれども、子どもみずからが主役となってというふうに変えさせていただきまして、中身的には短期の事業もありますけれども、子どもの育ちを考えると、できるだけ継続的にできる事業を想定しております。

そういう意味では、短期や継続型というご質問ですが、想定としては、継続型のものを

我々としては考えているところでございます。

次に、視点4では四つほどの意見をいただきました。このうち、1点目の高齢者との意見交換については、具体的な話ですので、検証の中で出てくる話ではないかと思っております。また、具体的な事業展開が難しいかもしれないということで、確かに、学校、地域、それぞれ関係者が多々おりますので、そういったところで、例えば、学校で言えば、学習指導要領とか、各学校の管理体制等、それぞれ独自にやっている部分がありますので、そういったところへの配慮も必要になってくると思います。

そういう意味では、3番目に、教職員の負担は大丈夫かと書いておりますけれども、我々としては、新たな負担を求めてやるよりは、まず、現状がどうなのかという部分をご忌憚のないところでご意見をいただければと思っております。

視点の4番目は、地域活動は費用の問題もあると思うが、公的予算はあるのかということです。先ほどのA委員からの質問にもかかわりますけれども、予算があるとは言いつらい世の中ではありますが、一たん、今の段階では、費用の問題も含めて検証をいただければよろしいのかなと思っております。

次に、視点5でございますけれども、三つ挙げていただいております、この三つは、いずれも個々具体的なアイデアですので、こういったものも検証の中の一つの意見として反映できればいいのかなと思っております。

あとは、その他として四つ記載させていただきました。今回は、前回の意見も踏まえて、資料6の視点1から視点5の部分を年代別に整理したものを裏の方に記載させていただきました。きっちり分かれるものではないかもしれませんが、おおよその目安としてつくらせていただきました。

また、今回は、視点5ということで、五つの視点がありますので、もう少し大きくくくった方がいいのではないかというご意見もいただきましたが、我々としては、今、子どもの育ちにとって課題となることが多々ありますので、視点1から視点5までの整理については、くくる方法も一つあると思いますけれども、丸の部分については、できるだけ取り上げるような形でご検討いただければありがたいと思っております。

また、子どもの問題は、事業をやっすぐに効果が出るというものではないところがありまして、効果測定の厳しい部分もあります。ただ、今回、こういった機会を通して、こういう事業を整理することで、逆に、我々が考えていることを皆様方に一たん説明させていただいた上で、そのことについて皆様方から、こうしたらいい、ああしたらいい、これはいい、これはだめだといったご意見をいただくと、我々の事業もより効果的にできるのではないかと思っております。この視点1から視点5まで、丸の数は少なく、割と幅広いテーマのとらえ方をしておりますけれども、ぜひ、いくばくかでもご意見をいただければありがたいなと思っております。

この黒丸については、またいろいろと議論を進める中で、これはちょっと足りないのではないかという意見が出てくることも十分考えられますが、できれば、この視点1から視

点5について、まず、皆様方のご理解をいただいた上で、次回からの具体的な検証作業を通して、また修正が必要なときには修正するような形で進めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

参考までに、視点1から視点5まで枠で囲っている中で、括弧で基本目標などいろいろ書いています。これは、このつくりが推進計画に基づいてつくっているということで、その掲載箇所を参考までに記載させていただいたところでございます。

いろいろ動きながら、微調整しながら進めていくことにはなるかもしれませんが、一たん、皆様方のご意見を踏まえた形での整理をさせていただきましたので、またいろいろとご意見をいただければと思います。よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ただいま、事務局の方から説明をいただきましたが、今の説明を聞いてわかりますように、資料6の修正案は、前回の委員会における皆様の意見を踏まえ、修正することとなったものです。この修正案について、皆さんの意見をお聞かせください。

ご自由にどうぞ。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 前回もいろいろご意見をいただいた中で、施策に落とし込むということで、どうしても事業ごとになってしまった部分があります。前回も、横断的なご意見を、施策ごとではなくて、もう少しいろいろな部局を通した形での検証も必要ではないかというご意見もいただいたかと思っております。

我々としては、一たん、事業ごとにつくった上で、改めて整理をするときに横断的なご意見も踏まえる形での検証をこの2年間でやっていこうと思っておりますので、この場では、それぞれ施策ごとに、どちらかという縦割りはなっているのですが、最後に整理するときは、そういったご意見も踏まえて再度整理しようと思っておりますので、その点はお含みおきいただければと思います。よろしくお願いいたします。

○委員長 では、H委員、どうぞ。

○H委員 シートができてからそれぞれ考えていきたいと思いますが、部局ごとではなく、横断的にということが大変大事なことだと思うのです。今、子どもたちがいろいろな危険な世の中にありますので、子ども未来局だけではなく、本当に横断的にやるということが大事だと思います。それはなぜかという、皆さんもご存じだと思いますけれども、未就学児童が犯罪を受ける一番の場所というのは共同住宅です。そして、小学生も共同住宅が3番目なのです。そういうことで、すべての道路、公園、いろいろな施設において、子どもたちが困難、犯罪などに遭いやすいので、最終的には、横断的な政策を掲げていただきたいということで、これからシートを見ながら検証していきたいと思っております。

例えば、子どもみずからが主役になって活動できる国際交流も、単に国際交流といっても、今、三つの国の間で中学生が行ったり来たりしていますけれども、そういうことではなく、ここに滞在している、または学校に通っている外国の子どもたちのいろいろな悩み

とか、学校の問題点とか、そういうことも視点に入れていただきたいと思います。また、子どもみずからが主役になって活動できるということは、基本的に、行政も我々大人も手をかけず、心をかけた活動支援ということを私は考えていきたいと思っています。

これからも、いろいろ見させていただいて、検証させていただきたいと思いますが、感じたことをちょっと申し述べさせていただきます。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はございますか。

I 委員、どうぞ。

○I 委員 梅村です。

視点4の「学校、地域における、子どもの意見表明・参加機会に拡充に向けた環境づくり」の部分についてです。

先ほど、教職員の負担は大丈夫なのか疑問であるというお声もあったと思います。新たな負担という形ではなくて、現在の学校における教育活動、授業といった中で、子どもの意見表明の機会の確保は十分可能ではないかと思います。

新たに、課外に何かの行事を設けるとか、事業を設けるとなると、確かに、今、学校も1年間の日程が過密ですので、難しい部分がありますが、一つの例として、総合的な学習時間が始まったばかりのころに、子どもたちが大テーマとして札幌市に提案しようということで取り組んだことがございます。そのときに、一人の生徒が、札幌は本当に国際都市かという疑問を持ちまして、アンケートをとったり、まち行く外国の方に尋ねたりというようなことをやったことがありました。そうすると、さまざまな声があって、ある方は、こういう面で国際的だと言い、ある方は、標識に外国語が使われていないからどうだということを言い、地下鉄などをみずから確認してみて、ある程度まとまったものとして何らかの形で意見表明をしたということがあります。質の高い意見を述べる力というのは、そういう活動を通して訓練されていきますし、制約がないわけですから、そういうことも可能かと思います。

また、生活実感ですね。みずから感じている不満とか、学校に対して物を申したいということで、今、学校評価アンケートということを学校で取り組んでおります。例えば、本校の例を見ましても、なかなか手厳しい声が上がってきていて、校則に対しても、アクセサリでこういうものは認められないのですかというものもあれば、自分たちがあいさつをしても返してくれない先生がいるという声があります。なかなか身近なものあって、権利そのものをどうこうというわけではないですが、子どもたちが思ったことを述べる機会は以前よりふえてきている気がいたします。

そうしますと、工夫次第というふうな思いがいたします。総合的な学習の時間というのは、今も行われておりますので、取り組んだ内容について、地域の方を呼んで体育館で行うということも可能になってきております。

あとは、今、教科の中で、言語活動を充実させようということがあります。学習として、

訓練として行われている部分があります。また、先ほど、みずから調べたこと、考えたことを発表するというのは結びつけてできますし、それは工夫次第だと思いますので、負担にはならないような方向も探れると思っております。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はないでしょうか。

E委員、どうぞ。

○E委員 ちょっとわからなかったのですが、視点5の「子どもの権利を大切にする意識の向上」のところで、市民向けの広報啓発、職員向け研修とあるのですが、職員向け研修というのは、学校教育における教員研修が含まれるのでしょうか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 省略して申しわけございません。市職員と教職員を含めてということで記載しております。

○E委員 わかりました。

学校教育における理解促進に向けた取り組みというのは、ボリュームがとても大きいと思うので、もしかしたら、独立させてもいいのかなと感じました。

○委員長 それについて何かありますか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） ここでは、推進計画の項目を二つ挙げたというレベルですので、シートを出して、ボリュームが結構ふえたときには、別にするということも出てくる可能性があります、一たんは、このレベルでご理解いただければと思います。

○委員長 ほかにございますか。

D委員、どうぞ。

○D委員 確認です。

視点1の「現に困難を抱える子どもが安心して過ごすための環境づくり」で、学びの機会の提供ということを実施的に検証していくことになろうかと思えます。一つは、先ほどもありましたが、平成24年度からフリースクールなどに対する支援、補助が出たということも一つの検証になろうかと思えますが、もう一つは、今、生活保護を受けている子どもたちが塾に行けないとか、区役所などで学習支援サポーターとして大学生が教えたり、そういうボランティアの活動が札幌市内では結構散見されます。そういうことも含まれておっしゃっているのか、確認の質問です。

○委員長 今の質問に対して、お願いします。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 学びの機会の提供というのは、今ご指摘のように、フリースクールの関係と、今年度から生活保護の受給者を対象に、西区で事業が開始しました。ただ、これについては、まだ途上なものですから、情報提供になるかもしれません。ただ、いろいろ調べてみますと、例えば、児童会館の会場を借りて、地域の方が補習授業をやったりという話も聞いておりますので、我々としても、フリース

クール以外にも、そういった取り組み事例を探しながら、皆様方にシートの形で情報提供ができればと思いますし、それについてご意見をいただければと思います。

○委員長 ほかにないでしょうか。

G委員、どうぞ。

○G委員 Gです。

先ほどの、縦割りということではなくて、横断的というものは、逆に言うと、広過ぎて大変なのだろうと思います。子ども未来局なら子ども未来局の縦割りは縦割りでいいと思うのですが、今話題になった貧困の問題に対しては、やっぱり、子ども本人というより、親の貧困という形の方が逆に強くて、困難を抱えている子どもという形にもつながっていくのだろうと思うのです。

そういう面でいけば、例えば、子ども未来局ばかりではなく、いろいろなところと横断的にとか、横のつながりとか、そういうことも視野に入れなければならぬのかなと考えています。特に、私のところでは生活保護率がかなり高いので、実感としてわかります。

以上です。

○委員長 ありがとうございます。

ほかにご意見はあるでしょうか。

A委員、どうぞ。

○A委員 先ほど言ったこととほとんど同じですけれども、視点2の乳幼児の保護者を対象とした子育て支援関連施策ということで言うと、当然、保育サービスも含まれてくると思うのです。今、G委員がおっしゃったように、それぞれが経済的に厳しい状況の中で、むしろ、保育料を引き下げてどんどん有効に活用してくださいと間口を広げるのであればいいのですけれども、ハードルをある程度高くしておきながらここにうたっていること自体、理解を得られるのかなという気がするのですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○委員長 それについて、何か説明はありますか。

○事務局（野島子ども未来局子どもの権利推進課長） 議会でもいろいろご議論をいただいたところですので、そういった部分も含めて、改めて俎上に上げて対応させていただきたいと思います。

子どもの権利を保障するという部分で、我々としても、それに向けて、限られた資源を効率的に投入しながら実施していきたいと思っておりますけれども、一方では、そもそも限りがある部分もあります。そういった中で、限度がどこまでなのかということをしていろいろ協議しながらでなければ役所だけが一方的にこれが限界だと決める筋合いのものではないと思いますので、そういったところも皆様方のご意見をいただければと思っております。

○委員長 時間がかかなり迫っておりますので、こういうふうにとまとめさせていただいてよろしいでしょうか。

これまでの意見を聞いておりますと、少なくとも、この修正案に関する五つの視点に基

づいてここで議論していくことに関しては、皆様方から特に反対意見はなかったと考えられますので、基本的には、この五つの視点について話をしていくというふうにさせていただきたいと思えます。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、最後に、皆様方も事務局の方から話を聞いたかと思えますけれども、この委員会で前の原副委員長がおやめになりましたので、後任の副委員長を選任する必要が出ております。

副委員長の選任については、私に一任させていただいてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 それでは、早速、私の方から副委員長についての案を示させていただきますと、教職員として長く学校現場に携わっておられる中学校長会の梅村委員を副委員長に提案したいと思いますけれども、いかがでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○委員長 ありがとうございます。

それでは、梅村委員にお願いいただくということで、よろしくお願ひしたいと思えます。

なお、本来であれば、決まった時点で、梅村委員にはこちらの席に移っていただきたいところですが、今日の委員会は終わりに近づいておりますので、次回かにこちらの席に座っていただくことにさせていただきます。

それでは、本日より予定しておりました議題はすべて終了いたしました。

次回も、今回に引き続いて施策の検証となりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、事務局の方から何か連絡事項がありましたら、お願ひします。

○事務局(野島子ども未来局子どもの権利推進課長) 次回は、早速、視点1の丸のいじめ・不登校関連施策、学びの機会の提供についてシートを作成させていただいて、それについてご意見をいただく形をとらせていただきたいと思います。

期日ですが、当初の予定では8月ごろの開催を予定させていただいておりますが、1か月ぐらい前に委員長と相談の上、日程調整をさせていただきたいと思えますので、よろしくお願ひいたします。

私からは以上でございます。

3. 閉 会

○委員長 それでは、本日の委員会は、この辺で終了させていただきます。

皆さん、どうもありがとうございました。

以 上